

第1章 感染症対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に係る事件等の緊急事態

- 1 新型インフルエンザ等（主たる所管局は医療局及び総務局）
- 2 社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）（主たる所管局は医療局及び総務局）
- 3 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）（主たる所管局はみどり環境局及び医療局）

第2節 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の感染拡大の防止と市民等の健康被害、社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を定める。

また鳥インフルエンザのトリからヒトへの感染が発生し、新型インフルエンザの発生が確認されていない段階においての警戒体制等必要な対策を定める。

1 新型インフルエンザ等の概要

新型インフルエンザ等とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めのある、次に掲げる感染症の疾病をいう。

(1) 新型インフルエンザ

ア 新型インフルエンザとは

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することによっておこる病気である。インフルエンザウイルスは、表面にある突起の形を少しずつ変異させることで、毎年違った型のウイルスによる流行を引き起こしているが、数十年に一度、大きく変異し、新型のインフルエンザが出現している。

新型インフルエンザが出現すると、ヒトには免疫がないことから、その度に世界的な大流行（パンデミック）が起こる可能性が高い。

なお、過去に流行したスペインインフルエンザや香港インフルエンザなどのインフルエンザウイルスは、鳥インフルエンザに由来するものであることが分かっている。また、豚などの動物由来の新型インフルエンザも存在する。

＜参考：過去の新型インフルエンザ流行＞

- 1918年 スペインインフルエンザ
- 1957年 アジアインフルエンザ
- 1968年 香港インフルエンザ
- 1977年 ソ連インフルエンザ
- 2009年 インフルエンザ（H1N1）2009

スペインインフルエンザの概要

世界で2～5億人の患者が発生し、 約4千万人が死亡	
日本 総人口	約5,473万人
総患者数	約2,100万人
総死亡者	約39万人

イ 新型インフルエンザの症状等

高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染例では、発熱、咳など、ヒトの一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢や結膜炎、重症の肺炎や多臓器不全などの全身症状を呈するものなど、様々な報告がある。

しかし、実際に出現しないと、新型インフルエンザの症状の程度はわからない。

(2) 再興型インフルエンザ

かつて世界的な規模で流行したが、その後流行することなく長期間経過しているものとして厚生

労働大臣が定めるものが再興したインフルエンザを指す。

再興型インフルエンザが出現すると、現在の国民の大部分に免疫がないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(3) 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものをいう。

2 流行規模の想定

横浜市内の流行規模については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において用いられた、米国疾病予防管理センター（CDC）の推計モデルを横浜市にあてはめ、市内人口の25%が罹患すると想定した場合に、医療機関を受診する患者数の上限は約71万人、入院患者数と死亡者数の上限は以下の表のとおりと推計される。

＜市内人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計＞

医療機関を受診する患者数		約38万人～約71万人
内訳	入院患者数	～約16,000人(中等度)、～約61,000人(重度)
	死亡者数	～約5,000人(中等度)、～約19,000人(重度)

3 発生段階

新型インフルエンザ等対策については、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階に応じた対応方針を定めておく。

なお、移行については、必要に応じて県と協議の上で、市対策本部が決定する。

＜発生段階＞

国における発生段階	市行動計画の発生段階	市内の状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外（国内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態
国内発生早期	市内未発生期	
国内感染期	市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大～まん延～患者の減少）
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

4 事前対策

(1) 新型インフルエンザ等対策推進会議の設置

新型インフルエンザ等対策については、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、全庁的かつ横断的な連携が求められることから、医療局及び総務局が事務局となり、副市長を議長とする「横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議」を設置し、総合的に推進する。

(2) 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定等

医療局は、新型インフルエンザ等対策について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、その具体的な実施事項を定めた「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し、随時見直しを行う。

関係区局は、市行動計画に定める各種対策を実施するため、区行動計画や必要なマニュアルを作

成し、職員に周知する。

(3) 業務継続計画（新型インフルエンザ等編）の策定等

総務局は、新型インフルエンザ等に際し、市の機能を維持し、必要最小限の行政サービスを維持するため、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」を策定し、随時見直しを行う。

また、特に社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対して、事業継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請・支援する。

(4) 調査監視体制の確立

医療局は、WHO などが公表する新型インフルエンザ等に関する情報や新型インフルエンザ等に関する海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

(5) 関係機関との連携

関係区局は、厚生労働省、国立感染症研究所、県（保健福祉局、くらし安全防災局）、横浜検疫所、医療機関、医療関係団体、他都市感染症対策部門、警察、自衛隊、海上保安庁、在日米軍等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、新型インフルエンザ等に関する情報の共有化を図る。

(6) ワクチン接種体制の構築等

特措法又は予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき、市民に対して行う住民接種について、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。医師会、事業者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の具体的な実施方法について検討する。

また、医療従事者等に対して行う特定接種について、事業者に対しての登録作業に係る周知や登録事務手続について、国に協力する。

(7) 医療体制の整備

医療局は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等患者の診断・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る。

また、医師会、地域中核病院等医療関係機関とも連携し、帰国者・接触者外来設置等医療体制を強化する。

(8) 療養者の支援

医療局は、児童及び高齢者や障害者等の入所施設において集団感染が発生した場合の医療提供の手段、在宅療養者の生活支援等について検討する。

(9) 検査体制の整備

横浜市衛生研究所が検査を実施し、国立感染症研究所で確認を行う。

(10) 医薬品・医療資機材の確保

医療局は、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行う。

関係局は、感染症対策に従事する職員用の防護服等の医療資機材を確保する。

(11) 市民に対する広報・相談

関係区局は、市民の安心を確保しパニックを防止するために、市民への情報提供を積極的に行い、ホームページ等をはじめとした広報や相談体制、窓口の整備を実施する。

なお、市民の感染拡大防止への協力依頼についても併せて広報していく。

5 応急対策

(1) 新型インフルエンザ等に関する情報連絡

国内で高病原性鳥インフルエンザに感染した患者、新型インフルエンザ等に感染した患者が確認された場合は、医療局及び総務局が国、県、近隣市町村、医療機関等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

新型インフルエンザ等対策にあたっては、感染症の発生状況や原因等に関する疫学調査及び市民

への広報が重要であるため、新型インフルエンザ等発生時の情報の取扱い・連絡等の流れについては平時より確認が必要である。

(2) 新型インフルエンザ等のヒトへの感染対策

関係区局が実施する主な対策は、次のとおりとする。

なお、対策の細部については、市行動計画によるものとする。

ア 実施体制と情報収集

国、県、医療機関等の関係機関と情報交換を実施し、国内外での流行状況等の把握に努め、関係機関等へ情報提供するなど連携を図り、情報を共有化する。

イ サーベイランス

患者の早期把握と発生状況、感染の規模等の把握のため、国の発信する情報の収集なども含め、サーベイランスを実施する。

ウ 予防・まん延防止

(ア) 検疫対策

検疫法（昭和26年法律第201号）に基づき、横浜検疫所と連携し、検疫対策に協力する。

(イ) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

また、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の限定使用を依頼するとともに、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、もしくは、患者との濃厚接触があり、社会機能維持に必要な者への予防投与を行うよう依頼する。

(ウ) 社会活動の自粛

不特定多数の集まる活動の自粛や学校・通所施設等における臨時休校・休業の要請を実施し、社会活動の制限等を行う。

なお、国が特措法に規定する緊急事態宣言をした場合、県知事は外出の自粛や催事の制限を、同法に基づき要請することができる（第45条）。

(エ) ワクチン

国の決定に基づき、特定接種対象者（市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員）に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

エ 医療

(ア) 医療・相談体制の確保

帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターを設置する（海外発生期）。

(イ) 医療資機材等の確保

防護服等の医療資機材を確保する。

(ウ) 治療・診断

疑い患者については、帰国者・接触者外来において診断・治療を行うこととし、医療関係団体等を通じて周知し、その旨を関係機関に情報提供を行う。

また、疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め健康管理等を実施し、症状が出現した場合は、直ちに確認を行う。

(エ) 遺体収容能力の確保

パンデミックに備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所を確保する。

オ 広報

パニックや風評被害を防止するために、市民に対してホームページ等のあらゆる広報媒体を活用して情報提供を積極的に行うとともに、相談体制を強化する。ホームページの内容等については随時更新する。

＜相談体制の強化＞

- ・市民からの一般的な相談対応窓口として、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置
国から配布されるＱＡを参考にしながら、適切な情報提供を行う。
- ・医療機関からの２４時間連絡窓口を設置（必要に応じて診断・治療ガイドライン、ＱＡを配布）

また、あらゆる媒体を利用して発生状況、対応措置やウイルスに関する情報について、メディア等に適宜情報提供する。

＜広報の内容＞

- ・新型インフルエンザ等の発生状況
発生場所、原因、病原性等の情報
 - ・今後執る可能性のある措置
 - ・不要不急の外出の自粛、感染予防策（手洗いやマスクの着用等基本の徹底等）、発熱等が生じた場合の受診方法等の喚起
 - ・新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容
- ※ 広報の際には、人権に配慮した対応について市民に周知する（誰でも感染する可能性があること、感染したことについて患者、家族には原則責任がないこと等）。
- ※ 市内の外国人にも配慮した形で広報する。

カ 市民生活・経済の安定確保

(ア) 業務継続計画の実施

＜業務の継続、縮小及び休止の実施等＞

- ・海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
⇒職場等での感染防止策、業務の継続及び縮小・休止の準備を行う。
 - ・国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
⇒職場等での感染防止策を開始し、業務の継続及び縮小・休止を開始する時期について検討を行う。
- 実施時期については、各地域の感染動向などを踏まえて、横浜市新型インフルエンザ等対策本部において全庁的に決定する。

(イ) 市民、事業者に対する注意喚起等

市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や、感染防止策の開始・強化を要請する。社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン、交通機関、食料品等）に対して、事業継続に向けた取組を要請する。

市民に対し、感染防止策の徹底、各世帯で最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を要請する。

(ウ) 社会的弱者への支援準備

まん延期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応や世帯把握等を進め、支援に備える。

(3) その他

発生した新型インフルエンザ等の毒性や感染力等に応じて、この計画の一部を実施しない又は内容を変えて実施する等、柔軟に対応する。

6 組織体制の設置基準等

＜本市組織体制（新型インフルエンザ等体制の関係）＞

発生段階		国外発生した場合	国内発生した場合		
			県外	県内	市内
エ ン ザ 発 生	未発生期 トリからヒトへの感染が発生した状態	新型インフルエンザ等対策推進会議			
	海外発生期（第一段階） 海外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態 【目的】 ウイルスの国内侵入を阻止するとともに国内発生に備え体制を整える		新型インフルエンザ等対策本部 ※特措法に基づく対策本部ではない		
	国内発生早期（第二段階） 市内未発生期 市内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした場合 新型インフルエンザ等対策本部 （法定設置）※特措法に基づく対策本部 国が緊急事態解除宣言をした場合、法定設置の対策本部は廃止 </div>		
	国内感染期（第三段階） 市内発生早期 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態				
国内感染期（第三段階） 市内感染期 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態					
パ ン デ ミ ック 期	小康期（第四段階） 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 【目的】 社会・経済機能の回復を図り、第二波に備える	新型インフルエンザ等対策推進会議			

(1) 警戒体制

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議
責 任 者	副市長
事 務 局	医療局及び総務局
関係区局	区（議長区）、政策経営局、総務局、財政局、国際局、市民局、経済局、子ども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、にぎわいスポーツ文化局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局及び教育委員会事務局 ※ 本会議構成員は、横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱による。
確立基準	海外においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等）が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない場合（未発生期）
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 対策本部体制（特措法に基づかない体制）

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
警戒本部長	市長	区長
事務局	総務局及び医療局	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 国内においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等）が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない場合（未発生期：前段階）（注） 2 海外においてヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（新型インフルエンザ等）が確認されている場合（海外発生期：第一段階） 3 その他、市本部長が必要と認める場合	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から「小康期」宣言がされた場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

※ インフルエンザ等の症状が確認されず、抗体陽性のみ場合は除く。

(3) 対策本部体制（法定設置）（特措法に基づく体制）

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局及び医療局	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長
根拠法令	特措法、横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例	
設置基準	特措法第32条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、同法第34条に基づき、直ちに設置する。	
廃止基準	特措法第32条第5項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、同法第37条において準用する同法第25条に基づき、遅滞なく廃止する。	

7 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市対策本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報（消防庁・県の通知を含む。）及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間・チームの総合調整及び統制に関すること（医療局の事務を除く。） 4 区局の対応状況の把握及び記録 5 本部会議、幹部会議及び連絡調整会議の開催及び会議に関する事務 6 業務継続に関すること。 7 緊急事態宣言及び市民の社会活動の自粛要請に関すること。 8 本庁舎における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 9 職員の健康に関すること。 10 横浜市立大学との連絡調整に関すること。
国際局	外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。
市民局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
にぎわいスポーツ文化局	所管業務における感染拡大防止対策の実施に関すること。
経済局	1 公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 市内中小企業・労働団体等に対する情報提供に関すること。 3 影響を受けた事業者等への融資に関すること。 4 医薬品、食料品等の流通に関すること。 5 生活関連物資等の価格の安定等の措置に関すること。
こども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
健康福祉局	1 所管施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。

	3 火葬・埋葬に関すること。
医療局	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する健康危機管理に関すること。 3 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 4 所管施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 5 療養者に対する支援に関すること。 6 市民からの相談等の対応に関すること。 7 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関すること。 8 試験検査に関すること。 9 感染症に関する法令等の運用に関すること。 10 厚生労働省の通知の受理及び発出に関すること。 11 国、県、他都市との連絡調整に関すること。
医療局 病院経営本部	1 市民病院における医療活動に関すること。 2 市民病院における必要な医薬品・医療資器材などの調達に関すること。
みどり環境局	1 新型インフルエンザ等対策に係る、所管施設の感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。
下水道河川局	1 新型インフルエンザ等対策に係る、所管施設の感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。
資源循環局	汚染物質等の収集・処理に関すること。
建築局	新型インフルエンザ等対策に係る建築関係法令等の運用に関すること。
都市整備局	1 在日米軍との連絡調整に関すること。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 横浜検疫所との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関連した救急に関すること。
水道局	水道水の安定供給維持のための対策の実施等に関すること。
交通局	地下鉄車両・駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
教育委員会 事務局	1 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 文部科学省の通知の受理及び発出に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 感染症に関する法令等の運用に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○新型インフルエンザ等に関連する情報の収集・提供に関すること。 ○新型インフルエンザ等に関連する広報・相談に関すること。 ○新型インフルエンザ等の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

8 細部計画等

本計画の細部については、「市行動計画」又は「市行動計画」に基づいて策定された細部マニュアル等に対応することとする。

第3節 社会的な影響が大きい感染症対策

市内で感染症の患者等が発生した場合、感染症法に基づき、保健所とその支所である区福祉保健センターが速やかに調査を実施し、市内での感染拡大を防止している。しかし、国境を越えた人や物の動きが活発になり、これまで国内ではあまり見られなかった様々な感染症の患者等が発生する可能性があり、発生した感染症の病原性や感染力によっては、市民の不安が増大し社会的な影響が大きくな

ることが懸念される。

そこで、「社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）」（以下、この節において「社会的な影響が大きい感染症」という。）の患者等が海外又は国内で発生した場合に、正しい知識を提供して市民の不安を軽減するとともに、市内での感染の拡大を防止し、市民等の健康被害及び社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を定める。

1 社会的な影響が大きい感染症の定義

感染症法に定める感染症のうち、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症及び高病原性鳥インフルエンザを除いた感染症で、次表のすべての要件を満たすものとする。

なお、該当する感染症としては、感染症法上の一類感染症、二類感染症及び指定感染症を想定しているが、要件を満たすかどうかについては、保健所長と危機管理統括責任者が協議の上、決定する。

要件	(参考) 過去の例
<ul style="list-style-type: none">・過去に国内で発生事例がない又はほとんどない感染症で、罹患した場合に重症化率や致死率が高い又は重大な後遺症を残す可能性が高いもの・国内で患者等*が発生した場合にまん延する可能性がある感染症・社会的な関心が高まっていることにより市民の不安が増大している感染症	<ul style="list-style-type: none">・2003年 重症急性呼吸器症候群（SARS）の32か国での流行・2014年 エボラ出血熱の西アフリカでの流行・2015年 中東呼吸器症候群（MERS）の韓国での流行

※ 患者及び疑似症患者を指す。

2 事前対策

(1) 調査監視体制の確立

医療局は、WHOなどが公表する最新の感染症に関する情報や海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局及び関係機関へ情報提供を行う。

(2) 関係機関との連携

医療局は、厚生労働省、国立感染症研究所、県（保健福祉局、くらし安全防災局）、横浜検疫所、医療機関、医療関係団体、他都市感染症対策部門等と連絡調整を図る。

(3) 医療体制の整備

横浜市立市民病院は、社会的な影響が大きい感染症のうち感染症法上の一類・二類感染症の患者等の発生に備え、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、診療体制を整える。

(4) 検査体制の整備

横浜市衛生研究所は、発生に備え検査体制を確認する。

(5) 医療資機材の確保

関係区局は、感染症対策に従事する職員用の個人防護具等の医療資機材の状況を確認する。

(6) 市民に対する広報・相談

関係区局は、平時から市民に対し、ホームページ等をはじめとした広報媒体を用いて輸入感染症、渡航時の注意事項について積極的に情報提供を行う。

併せて、市民及び所管施設に対し、感染症の予防啓発を行い、手洗いや体調管理等の予防行動の重要性を周知する。

3 応急対策

(1) 関係機関への情報連絡

海外及び国内（市内を除く。）において患者等が発生した場合、医療局は国の通知等を踏まえて市内医療機関及び医療関係団体に対し、発生状況等について情報提供を行う。

また、市内において患者等が発生した場合は、医療局及び総務局は速やかに患者等の発生について国、県へ報告を行う。併せて、近隣市町村、市内医療機関及び関係機関等に対し、必要な連絡・調整を実施する。

(2) 海外及び国内で患者等が発生した場合

ア 患者等の早期把握及び院内感染対策の徹底

市内発生に備え、医療局は国の通知等を踏まえて市内医療機関及び医療関係団体に対し発生状況や疑似症の定義等を周知するとともに、院内感染対策の徹底と、疑い患者診察時の保健所への情報提供を依頼する。

イ 相談対応及び情報提供

医療局及び各区福祉保健センターは、速やかに当該感染症に関する電話等による市民相談窓口を開設し、受診に関する相談や一般的な健康相談に応じる。

併せて、医療局及び各区福祉保健センターは、市民に対し、正しい情報の提供を目的として、ホームページをはじめとした様々な広報媒体を用いて、当該感染症の症状・感染経路・予防方法、相談窓口、医療機関の受診方法等について必要な情報を提供する。

(3) 市内において患者等が発生した場合

ア 患者の搬送

相談窓口や医療機関経由で社会的な影響が大きい感染症のうち一類・二類感染症の患者等の発生を把握し、感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院勧告を行った場合、同法第 21 条に基づき、医療局は民間の患者等搬送事業者の協力を得て横浜市立市民病院に患者の搬送を行う。

ただし、患者の生命に危険があり搬送に緊急性が認められる場合には、消防局による救急搬送を考慮する。

イ 適切な医療の提供

社会的な影響が大きい感染症のうち一類・二類感染症の患者等が発生した場合、医療局及び各区福祉保健センターは、感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院勧告を行い、横浜市立市民病院が第一種及び第二種感染症指定医療機関として、治療・診断を行う。

また、各区福祉保健センターは、患者等に対し、同法第 37 条に基づいた医療費の公費負担の申請の手続きを進める。

併せて、医療局は市内医療機関及び医療関係団体に対し、必要な事項を周知する。

ウ 検査の実施

横浜市衛生研究所は、感染症を引き起こしている病原体（一類感染症（疑い）を除く。）に関する検査を実施する。また、必要に応じて国立感染症研究所に検査又は確認検査を依頼する。

エ 調査、保健指導及び健康診断の実施

(7) 患者調査及び保健指導

医療局及び各区福祉保健センターは、当該感染症のまん延を防止するため、患者等に対し、感染症法第 15 条に基づき発生の状況、動向及び原因に係る質問又は必要な患者調査を行うとともに、感染拡大防止や不安軽減のための保健指導を行う。

(4) 接触者調査、保健指導、健康観察及び健康診断の実施

医療局及び各区福祉保健センターは、当該感染症のまん延を防止するため、患者等の接触者（同居者、医療従事者、救急隊員等）に対し、感染症法第 35 条に基づき質問又は必要な接触者調査を行うとともに、感染拡大防止や不安軽減のための保健指導を行う。また、一定期間健康観察を行い、必要に応じて同法第 17 条に基づき健康診断を実施する。

オ 患者等の把握及び院内感染対策の強化

医療局は、医療機関及び医療関係団体に対し、市内の発生状況を周知し、院内感染対策の強化と疑い患者診察時の保健所への情報提供の徹底、患者等診察時の発生届の提出を依頼する。

カ 相談対応及び情報提供

医療局及び各区福祉保健センターは、速やかに当該感染症に関する電話等による市民相談窓口を開設し、受診に関する相談や一般的な健康相談に応じるとともに、市民に対し、感染症法第16条に基づき、ホームページをはじめとした様々な広報媒体を用いて、患者発生状況等について必要な情報を提供する。また、関係区局は、所管施設等に対し、感染拡大防止策の実施のために必要な情報を提供する。情報を公表するにあたっては、個人情報保護に留意する。

ただし、市内で患者が発生し、感染経路が特定できない状況や患者等が公衆にまん延させる恐れがある状況等の緊急事態が発生した場合、市内での感染拡大防止が急務であるため、市民への情報提供や報道対応は市本部の指揮のもと広報・報道チームが担う。

4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市感染症対策情報連絡体制
責 任 者	医療局危機管理責任者
事 務 局	医療局（総務局支援）
関係区局	医療局、政策経営局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局病院経営本部、みどり環境局、下水道河川局、経済局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
確立基準	1 海外において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生国と日本との関係性（渡航状況や地理関係）を勘案すると、国内で患者等が発生する可能性が高い場合 2 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、国内でまん延する可能性が低い場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市感染症対策警戒本部	〇〇区感染症対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
構成区局	全局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生地域と本市との関係性（地理関係や往来状況）を勘案すると本市で患者等が発生する可能性が高い場合 2 市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、市内でまん延する可能性が低い場合	市警戒本部が設置された場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市感染症対策本部	〇〇区感染症対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
構成区局	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、感染力や発生状況を勘案すると市内でまん延する可能性が高い場合	市対策本部が設置された場合

廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合
------	--	--------------------------

5 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（医療局の事務を除く。）。 4 職員の健康に関すること。 5 横浜市立大学との連絡調整に関すること。
市民局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
子ども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
健康福祉局	1 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
医療局	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 当該感染症に関する実務的対策全般に関すること。 3 当該感染症に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 4 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 5 市民からの相談等の対応に関すること。 6 試験検査に関すること。 7 感染症に関する法令等の運用に関すること。 8 国、県、他都市との連絡調整に関すること。
医療局 病院経営本部	1 市立病院における医療活動に関すること。 2 市立病院における必要な医薬品・医療資機材などの調達に関すること。
下水道河川局	下水道施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
経済局	公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 横浜検疫所との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 当該感染症に関連した救急に関すること。
交通局	市営地下鉄及び市営バスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
教育委員会 事務局	市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 感染症に関する法令等の運用に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○当該感染症に関連した情報の把握に関すること。 ○当該感染症の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の当該感染症に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

第4節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ等は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）に定める鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥（以下「家きん」という。）に対して、病原性と感染性を有し、養鶏業等への多大な被害を及ぼす家畜伝染病であるとともに、ヒト及び愛がん鳥への感染予防を図る必要があることから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために、また、野鳥においては、症状も種によって多岐にわたることから、環境省マニュアル等に則り、高病原性鳥インフルエンザについてのみ、野鳥のサーベイランス等、必要な全庁的な対策等を定める。

また、鳥インフルエンザのトリからヒトへの感染が発生し、新型インフルエンザの発生が確認されていない段階においては、第2節に定める新型インフルエンザ未発生期の警戒体制等の必要な対応を実施する。

1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の概要

(1) 定義

高病原性鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で、国際獣疫事務局が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。

低病原性鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザを除く）の感染による家きんの疾病をいう。

鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ以外のA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。

(2) 症状

高病原性鳥インフルエンザの感染鶏では死亡率が高く、主な症状は元気消失、食欲・飲水欲の減退、産卵率の低下、呼吸器症状、下痢、神経症状などで、肉冠・肉水・顔面の腫れやチアノーゼ、脚の浮腫や皮下出血などの病変が報告されている。一方、短期間に高率に死亡するものの、明瞭な症状や病変を示さない例もある。なお、高病原性鳥インフルエンザは、家きんだけでなく、その他の愛がん鳥や野鳥などの鳥類にも感染する可能性がある。

低病原性鳥インフルエンザは高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さない。そのため、発見が遅れる恐れがあり、また海外では高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

2 市内の家きん等の飼養状況等

市内では主に養鶏場で家きんを飼養しているほか、市立動物園や学校、個人などで家きんを飼育している。横浜市の場合、これらの施設は住宅密集地に多く存在することから、防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。また、発生時、死体を含む汚染物品の発生地又は周辺における埋却地の確保が難しいと予想されるため、焼却処分を第1に想定する。

なお、高病原性鳥インフルエンザ等は、家きん以外の鳥類にも感染する。

3 国、県及び市の役割

(1) 家きん

国の「高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和3年10月1日一部変更）及び神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル（平成16年12月策定、令和4年3月改定 環境農政局総務室）に基づき、国、県及び関係機関等と連携し実施する。

表1 家畜伝染病予防法等に基づく、国、県及び市の主な役割（防疫措置）

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんのサーベイランスの実施（県） ・早期診断及び患畜・疑似患畜の殺処分 ・移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置 ・ベースキャンプ、現場事務所の設置・運営 ・死体を含む汚染物品の焼却処理の決定及び実施 ・ストックポイントの設置・運営 ・発生農場の清掃・消毒作業 ・殺処分した家きん等の評価 ・疫学調査及び清浄性確認 ・飼養衛生管理基準の徹底指導 ・焼却処理施設までの移動ルートの決定（県） ・地域住民への情報提供、住民説明会の開催
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却可能施設等の確認 ・県が設置する消毒ポイント等への運営協力 ・ベースキャンプ、現場事務所の運営協力 ・ストックポイントの運営協力 ・制限区域内農場等への発生状況及び規制内容等の情報提供 ・発生農場周辺住民等への情報提供 ・連絡体制及びその他、県が行う防疫措置に対する協力 ・焼却処理施設までの移動ルートの決定（県）への協力 ・地域住民への情報提供、住民説明会開催の協力

(2) 愛がん鳥

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）上の定義はないが、神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアルでの愛がん鳥の定義に基づき、「家きん及び野鳥以外の鳥類で、動物取扱業者又は市民が飼養している鳥をいう。ただし、継続飼養している野鳥を含む。」とする。また、「動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成29年11月9日環自総発第1711091号、改訂令和5年10月12日）」に基づき、動物取扱業のうち動物園で飼養する鳥類も含む。その他、市立学校等で飼養している鳥類を含む。

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時における関係機関への連絡（県） ・発生時における確定検査についての調整（県）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時における関係機関への連絡 ・検査結果陽性時の聞き取り調査及び消毒等の指導 ・国での検査についての調整

(3) 野鳥

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する対応技術マニュアル」に基づき、野鳥のサーベイランス等を、国、県及び関係機関等と協力・連携して実施する。

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥のサーベイランス等の実施（県・国） ・野鳥監視重点区域の設定（国） ・野鳥監視重点区域における緊急調査（県・国）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡野鳥に関する相談対応等 ・野鳥のサーベイランス等への協力 ・野鳥監視重点区域における緊急調査への協力

4 事前対策

(1) 共通事項

ア 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省・環境省）、県、神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、情報の共有化を図る。

イ 調査監視体制の強化

みどり環境局は、国が公表する高病原性鳥インフルエンザ等に関する情報のほか、海外での発

生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

ウ 市民に対する広報・相談

政策局、医療局、みどり環境局等関係区局は、市民への正確な情報提供及び畜産に関する風評被害の防止のため、市ウェブサイト等をはじめとした広報や相談体制の整備に努める。

エ マニュアル等の整備

関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(2) 家きん

ア 家畜診療・家畜防疫体制の整備

みどり環境局は、県（畜産課、県央家畜保健衛生所等）、神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合と連携し高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫体制の強化を図る。

イ 焼却処分及び埋却処分への対応調査・確認

資源循環局は、焼却処分に備えて焼却可能施設の確認等を行う。

みどり環境局は、県と連携して備える。

ウ 消毒ポイントの対応

みどり環境局は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、消毒ポイントを設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて県へ連絡する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、すべての区局の施設管理者は、その運営が円滑に行えるように協力するものとする。

エ 家きん飼養者等への周知

みどり環境局は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生やまん延を防止するために、県と連携して家きん飼養者等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立入禁止などの周知徹底を行う。また、県及び医療局と連携して野鳥での高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を家きん飼養者へ情報提供する。

(3) 愛がん鳥に係る疑い事例の相談・対応

区福祉保健センターは、飼い主や獣医師、市立学校からの相談があった場合は、必要な指導・助言を行う。また、動物愛護センターは必要に応じて関係機関や国と検査の調整等を行う。

動物園が飼養する鳥類に高病原性鳥インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、所管するみどり環境局動物園課は、動物愛護センター及び動物園と検査の実施について調整等を行う。

また、医療局は、疑い事例の発生についてみどり環境局に情報提供を行う。

(4) 野鳥におけるサーベイランス

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づき国、県及び関係機関等と連携し実施する。

5 応急対策

(1) 家きんについて

ア 関係機関への通報

市内で高病原性鳥インフルエンザ等に感染の疑いのある家きんが発見された場合は、みどり環境局及び総務局危機管理室が県、近隣市町村等へ速やかに通報、連絡等を実施するとともに、横浜市高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部体制をとり、感染が確認された場合は、速やかに上位体制に移行するよう準備し、総合的に対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

(ア) 情報の収集・連携体制の確保

関係区局は、国、県等と情報交換を実施し、関係機関へ情報提供するなど連携を図り共有化する。

る。必要に応じて県の対策本部へ出席する。

(イ) 早期発見・早期通報体制の確保

みどり環境局は県と連携し、家きんの飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

(ウ) 感染予防と封じ込め

関係区局は県と連携し、以下の感染家きんへの防疫措置に協力する。

- a 防疫作業の応援
- b 制限区域内の家きん飼養者への規制情報連絡の協力
- c 消毒ポイントの設置と運営協力
- d 死体を含む汚染物品の焼却処分協力
- e その他必要な支援

(イ) 住民への説明や健康相談

- a 県と連携し、みどり環境局・医療局・区は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生地及び消毒ポイントの周辺住民へ防疫措置等の対応説明を実施する。
- b 県と連携し、医療局及び区は防疫従事者及び家きん飼養者等の接触者の健康調査、健康観察及び感染防御指導を実施する。また、住民からの健康相談対応を行う。

(オ) 情報提供

関係区局はパニックや風評被害を防止するため、市民に対して市ウェブサイト等による情報提供、相談窓口の設置をするほか、適宜、報道機関等に情報提供する。

(2) 愛がん鳥について

ア 関係機関への情報提供

市内で高病原性鳥インフルエンザ等に感染した愛がん鳥が確認された場合は、医療局は速やかにみどり環境局に連絡するとともに、県、近隣市町村等の関係機関へ情報提供する。

また、みどり環境局及び医療局は、横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策連絡会（警戒体制）をとり、関係区局との情報共有及び必要な対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

区福祉保健センターは、愛がん鳥（動物園で飼養する鳥類以外の鳥）の簡易検査結果が陽性であった場合、飼育状況の聞き取り調査及び指導を行う。

動物園が飼養する鳥類に高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合は、所管するみどり環境局動物園課は、事例の発生について医療局及び動物愛護センターに情報提供を行う。また、動物園内の消毒等については、動物園が区福祉保健センターと連携して行う。

市立学校で飼養する鳥類に感染が確認された場合、教育委員会事務局は、事例の発生について医療局及び動物愛護センターに情報提供を行い、助言等を求める。

濃厚接触による人への感染が疑われる場合は、医療局及び区福祉保健センターは、必要に応じて関係者への健康観察を行う。

ウ 情報提供

医療局及び関係区局は、市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

(3) 野鳥について

ア 関係機関への情報提供

市内で高病原性鳥インフルエンザ等に感染した野鳥が確認された旨の報告が県からあった場合は、みどり環境局は医療局に連絡するとともに、近隣市町村等の関係機関へ情報提供する。

また、みどり環境局及び医療局は、横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策連絡会（警戒体制）を確立し、関係区局との情報共有及び必要な対策を講じる。

イ 緊急調査への協力

みどり環境局は、死亡野鳥の確定検査結果が陽性であった場合、県の実施する野鳥監視重点区

域における緊急調査等に協力する。

ウ 情報提供

みどり環境局及び関係区局は、市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

6 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策連絡会
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者
事 務 局	みどり環境局（医療局支援）
関 係 区 局	医療局、政策局、総務局危機管理室、経済局、こども青少年局、健康福祉局、みどり環境局、資源循環局、医療局病院経営本部、道路局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 国内（県外）において高病原性鳥インフルエンザ等の家きんへの感染が確認された場合 2 県内において高病原性鳥インフルエンザ等に感染の疑いのある家きんが発見された場合 3 市内で高病原性鳥インフルエンザ等の愛がん鳥・野鳥への感染が確認された場合 4 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 第2部第2章第1節5に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策警戒本部	〇〇区高病原性鳥インフルエンザ等対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	医療局、政策局、総務局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、みどり環境局、資源循環局、医療局病院経営本部、道路局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 県内において高病原性鳥インフルエンザ等の家きんへの感染が確認された場合 2 市内において高病原性鳥インフルエンザ等に感染の疑いのある家きんが発見された場合 3 市警戒本部長が必要と認める場合	市警戒本部長が指定した区
廃 止 基 準	1 第2部第2章第2節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策本部	〇〇区高病原性鳥インフルエンザ等対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で高病原性鳥インフルエンザ等の家きんへの感染が確認された場合 2 本部長が必要と認める場合	市本部長が指定した区
廃 止 基 準	1 第2部第2章第3節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

7 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 防疫に係る人員配置に関すること。 2 職員の健康に関すること。
総務局 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（みどり環境局の事務を除く。）。
経済局	影響を受けた事業者等への融資に関すること。
こども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
健康福祉局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
医療局	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 市民からの健康相談、養鶏場従事者及び防疫従事者等接触者の健康相談に関すること。 3 市民及び家きん（愛がん）の飼養者に対する広報に関すること。 4 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。 5 住民説明会に関すること。 6 接触者及び防疫作業従事者の感染予防及び健康調査に関すること。 7 人への影響等に関する情報収集、関係機関との連絡調整に関すること。 8 医療関係団体との連絡調整に関すること。
医療局病院 経営本部	市民病院における医療活動に関すること。
みどり 環境局	<ul style="list-style-type: none"> 1 県が行う防疫対策の実務に関すること。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関すること。 3 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関すること。 4 家きん（養鶏場）の飼養者に対する広報に関すること。 5 消毒ポイントのリストアップに関すること。 6 消毒ポイントの運営、施設協力に関すること。 7 ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関すること。 8 ストックポイントの設置、運営、施設協力に関すること。 9 市立動物園の防疫に関すること。 10 畜舎排水に関すること。 11 家きん発生に伴う住民説明会に関すること。 12 養鶏場等に関する相談に関すること。 13 影響を受けた養鶏農家への経営相談に関すること。 14 国、県、他都市との連絡調整に関すること。 15 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 16 県等が行う野鳥に関する緊急調査等に関すること
資源循環局	<ul style="list-style-type: none"> 1 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の死体を含む汚染物品の処分に関すること。 2 汚染物品等の焼却処理に関すること。
道路局	発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関すること。
教育委員会 事務局	市立学校における飼養鳥類の感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
区	<ul style="list-style-type: none"> 1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること（みどり環境局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び家きん発生に伴う住民説明会に関すること（みどり環境局等と連携して実施）。 5 接触者及び防疫作業従事者の感染予防及び健康調査に関すること。（医療局等と連携して実施）。 6 感染症に関する法令等の運用等に関すること。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○高病原性鳥インフルエンザ等に関する広報・相談に関すること。 ○消毒ポイントの施設協力に関すること。 ○ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関すること。 ○ストックポイントの設置、運営、施設協力に関すること。 	

【用語解説】

○ **鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、十分な感染防止策をとらずに感染した鳥や排泄物等に濃厚に接触した場合、稀に、ウイルスが人に感染し、ヒトの感染症を引き起こすことがあると言われている。ヒトで発症した場合の鳥インフルエンザは、感染症法の二類または四類感染症に規定されている。

○ **サーベイランス**

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析を示すこともある。